

目次

' 22 8月29日訂正版

Introduction : はじめに

No. 1 : 目的

No. 2 : 定義

No. 3-1 : 登録制度

No. 3-2 : 登録の有効期間、更新登録、登録事項の変更、変更登録

本資料に掲載

No. 4 : 営業保証金

No. 5 : 旅行業務取扱管理者

No. 6 : 料金の揭示

No. 7 : 旅行業約款

No. 8 : 取引条件の説明

No. 9 : 書面の交付

No. 10 : 外務員

No. 11 : 広告に関する規定

No. 12 : 標識の揭示

No. 13 : 企画旅行の円滑な実施の措置 (旅程管理措置)

No. 14 : 受託契約 (企画旅行を実施する旅行者の代理)

No. 15 : 旅行業者代理業者

No. 16 : 旅行サービス手配業者

No. 17 : 禁止行為

No. 18-1 : 旅行業協会

No. 18-2 : // (弁済業務保証金制度)

No. 19 : 業務改善命令、業務停止、登録の取消

No. 20 : 罰則

No.3 - 1 : 登録制度

法第1条にあるように、旅行業等を営むためには登録をしなければなりません。登録手続きには様々な規定があります。これを順に見てゆきます。

1. 登録業務範囲

旅行業には以下のように4種類に分類され、それぞれの種別ごとに扱うことができる業務が決まっています。これに旅行業者代理業と旅行サービス手配業を加えて「旅行業等」といいます。まずどのような業務を行うのか決める必要があります。

	募集型企画旅行の実施		受注型企画旅行の実施		手配旅行の実施		受託契約の締結	
	海外	国内	海外	国内	海外	国内	海外	国内
第1種旅行業者	○	○	○	○	○	○	○	○
第2種旅行業者	×	○	○	○	○	○	○	○
第3種旅行業者	×	△	○	○	○	○	○	○
地域限定旅行業者	×	△	×	△	×	△	○	○
旅行業者代理業者	所属旅行業者の代理のみ可能							

*旅行サービス手配業も登録が必要ですが、詳細はNo.16で扱います。

① △の記号について

第3種旅行業者の国内の募集型企画旅行、地域限定旅行者の国内業務は旅行を実施できる区域に制限があり、以下の「拠点区域」のみで実施できます。

- ・自らの営業所の存する市町村および隣接市町村
- ・観光庁長官の定める区域

② 海外業務について

表中に○があっても、営業所に総合旅行業務取扱管理者試験に合格したものを選任していなければなりません。

③ 受託契約について

受託契約とは旅行業者どうしの契約で、他社の旅行商品（パッケージツアー）を他社の代理として旅行者と契約を締結することをいいます。

2. 登録申請事項

旅行業等の登録を受けるには、申請書に以下の事項を記載して申請します。誰が、どこで、どのような業務を行うのかという事項です。

1. 氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 主たる営業所及びその他の営業所の名称及び所在地
3. 旅行業を営もうとする者にあつては、企画旅行（募集型）に参加する旅行者の募集をすることにより実施するものであるかどうかその他の旅行業務に関する取引の実情を勘案して国土交通省令で定める業務の範囲の別
4. 旅行業を営もうとする者にあつては、旅行者代理業を営む者に旅行業務を取り扱わせるときは、その者の氏名又は名称及び住所並びに当該旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地
5. 旅行者代理業を営もうとする者にあつては、その代理する旅行業を営む者の氏名又は名称及び住所

3. 登録申請書の提出先（登録行政庁）

登録は、申請書に必要な事項を記載して登録行政庁に提出します。各種別による登録行政庁は以下のように定められています。（なお、旅行業法では「観光庁長官に提出」と規定されていますが、「観光庁長官の権限に属する事務の一部は、都道府県知事が行うこととすることができる。」とも規定されています。）

種別	登録行政庁
第1種旅行者	観光庁長官
第2種旅行者	主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事
第3種旅行者	主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事
地域限定旅行者	主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事
旅行者代理業者	主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事

第2種・第3種・地域限定の各旅行者と、旅行者代理業者、旅行サービス手配業者の登録、業務改善命令などは都道府県知事が行うこととされています。

4. 登録拒否事由

登録を申請しても、一定の事項に該当すると登録は拒否されます。まず、以下の11項目を覚えましょう。

1. 旅行業若しくは旅行者代理業の又は旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過していない者
2. 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅行業法に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者（注1）

（注1）旅行業違反の場合は、罰金の場合でも登録不可になる点に注意。

刑罰	一般の法律に違反	旅行業法に違反
懲役	登録不可	登録不可
禁錮	登録不可	—
罰金	登録可	登録不可
科料	登録可	登録可

3. 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）
4. 申請前5年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
5. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が1. ～4. 又は7. のいずれかに該当するもの

6. **心身の故障**により旅行業若しくは旅行業者代理業を適正に遂行することができない者として旅行業法施行規則で定めるもの（注2）又は**破産手続開始の決定**を受けて復権を得ない者

（注2）旅行業法施行規則では、“精神の機能の障害により旅行業又は旅行業者代理業を適正に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者”と規定しています。

7. 法人であって、その役員のうちに1. ～4. まで又は6. のいずれかに該当する者があるもの
8. 暴力団員等がその事業活動を支配する者
9. 営業所ごとに旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者
10. 旅行業を営もうとする者であって、当該事業を遂行するために必要と認められる**財産的基礎**（注3）を有しないもの **現金である必要はありません。**

（注3）基準資産額は、「現預金、有価証券、不動産」などの資産から、「借入金」などの負債やNo.4の「営業保証金」を除いた額をいいます。

種別	基準資産額
第1種旅行業者	3,000万円以上
第2種旅行業者	700万円以上
第3種旅行業者	300万円以上
地域限定旅行業者	100万円以上
旅行業者代理業者	規定なし

11. 旅行業者代理業を営もうとする者であって、その代理する旅行業を営む者が**2以上**であるもの

[Check Test No.3-1]

1. 次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。（営業所では適切な旅行業務取扱管理者を選任しているものとする。）

- (1) 第1種旅行業者は、すべての旅行業務を取り扱うことができる。()
- (2) 第2種旅行業者は、海外を目的地とする募集型企画旅行を実施することができる。()
- (3) 第3種旅行業者は、国内を目的地とする募集型企画旅行を実施することができる。()
- (4) 第3種旅行業者は、海外を目的地とする手配旅行を実施することができる。()
- (5) 地域限定旅行業者は、募集型企画旅行を一切実施することはできない。()

2. 次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (6) 旅行業の登録の申請書には、法人にあつてはその代表者の氏名を記載しなければならない。()
- (7) 旅行業の登録の申請書には、営業所で選任している旅行業務取扱管理者の氏名を記載しなければならない。()
- (8) 旅行業の登録の申請書には、国土交通省令で定める業務の範囲の別を記載しなければならない。()
- (9) 第1種旅行業の登録行政庁（登録申請書の提出先、以下同じ）は、観光庁長官である。()
- (10) 第2種旅行業の登録行政庁は、観光庁長官である。()
- (11) 第3種旅行業者の登録行政庁は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事である。()
- (12) 地域限定旅行業者の登録行政庁は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事である。()
- (13) 旅行業の登録を取り消され、3年経過したものは、再び旅行業の登録を受けることができる。()
- (14) 禁錮3年の刑に処せられても、執行を終わって5年以上が経過したものは、旅行業の登録を受けることができる。()
- (15) 道路交通法に違反して罰金の刑に処せられ、執行を終わって3年しか経過していないものは、旅行業の登録を受けることができない。()
- (16) 破産手続き開始の決定を受けて、復権を得ないものは旅行業の登録を受けることができない。()
- (17) 第1種旅行業を営もうとする者の財産的基礎（基準資産額）は、3,000万円以上である。()
- (18) 第2種旅行業を営もうとする者の財産的基礎（基準資産額）は、2,000万円以上である。()
- (19) 第3種旅行業を営もうとする者の財産的基礎（基準資産額）は、300万円以上である。()
- (20) 地域限定旅行業者を営もうとする者の財産的基礎（基準資産額）は、定められていない。()

No.3 - 2 : 登録の有効期間、更新登録、登録事項の変更、変更登録

登録を受けて旅行業を始めても、登録の有効期間は**5年間**です。さらに業務を続けるときは**更新登録**を受けなければなりません。また、有効期間中でも登録事項に変更があったときは、**変更登録**を受けなければなりません。ここではそれら規定を確認します。

1. 登録の有効期間

第6条の2（登録の有効期間）

旅行業の登録の有効期間は、**登録の日から起算して5年**とする。

① 登録の有効期間は旅行業に関して定められています。**旅行業者代理業**については有効期間の定めはなく、一度登録すれば原則として無期限に営業できます。

② 「登録の日から起算」すると、**初日を算入**するため、満了日は登録日の5年後の**1日前**になります。

（例）

2021年4月1日に登録 → 1年後は 2022年3月31日 → 5年後は 2026年3月31日

（この日が1日目）

（日付の1日前が一年後）

（登録日の5年後の1日前）

2. 更新登録

① 有効期間が満了しても、引き続き旅行業を営むときは、満了前に更新登録を申請しなければなりません。旅行業法施行規則では具体的に「有効期間の満了の日の**2ヵ月前**まで」と定めています。

② 登録行政庁は、申請を受けてこれまでの業務内容を審査し、更新の可否を通知します。

③ 通知があるまでに有効期間が**満了しても**、更新登録の申請をしておけば、**通知があるまで登録は有効**です。

④ 更新が認められた時、新たな有効期間（5年）は**従前の有効期間満了日の翌日**から起算します。

（例）有効期間満了が5月31日のとき

更新の申請書を3月31日
までに提出



更新登録の通知が

① 5月15日に到達

② 6月15日に到達



いずれの場合も

6月1日から5年間有効

旅行業法第6条の3（有効期間の更新の登録）

・旅行業の登録の有効期間満了の後引き続き旅行業を営もうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、観光庁長官の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

・有効期間の**満了の日までに**更新の登録の申請があつた場合において、当該申請に係る登録は、前条の登録の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。



旅行業法施行規則第1条の2（新規登録及び更新登録の申請手続）

更新登録の申請については、有効期間の**満了の日の2ヵ月前**までに提出するものとする。

3. 登録事項の変更、変更登録

登録申請書に記載した事項は、業務を続けている間に変更することがあり、登録内容と営業の実態が異なることがあります。これを是正する手続きが「登録事項変更届の提出」と「変更登録」です。

まず、登録事項を確認します。(p. 3より)

1. 氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 主たる営業所及びその他の営業所の名称及び所在地
3. 旅行業を営もうとする者にあつては、企画旅行（募集型）に参加する旅行者の募集をすることにより実施するものであるかどうかその他の旅行業務に関する取引の実情を勘案して国土交通省令で定める業務の範囲の別
4. 旅行業を営もうとする者にあつては、旅行業者代理業を営む者に旅行業務を取り扱わせるときは、その者の氏名又は名称及び住所並びに当該旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地
5. 旅行業者代理業を営もうとする者にあつては、その代理する旅行業を営む者の氏名又は名称及び住所

a. 登録事項変更届出書の提出

上記の申請事項のうち、1. 2. 4. の事項に変更が生じた場合は、その日から 30 日以内に、「登録事項変更届出書」を登録行政庁に提出しなければなりません。

また、第2種旅行者、第3種旅行者、地域限定旅行者又は旅行業者代理業者が「都道府県の区域を異にする主たる営業所の所在地」の変更の届出をしようとするときは、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出書を提出しなければなりません。

b. 変更登録

上記の申請事項のうち、3の「業務の範囲の別」を変更するときは、登録行政庁による変更登録を受けなければなりません。(種別が変わると登録番号が変わり、また後述の営業保証金なども変更されます。)

申請は、変更後の登録行政庁にしなければなりません。

(例：第2種 → 第1種への変更は観光庁長官に申請。)

c. それ以外の手続き

上記の申請事項のうち、5の旅行業者代理業者が所属旅行業者を変更する場合には、従前の登録は失効しますので、新たに旅行業者代理業者（又は旅行業者）の登録を受けなければなりません。

1. 次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) 旅行業の登録の有効期間は、登録の日の翌日から起算して5年である。()
- (2) 2021年6月1日に登録した旅行業者の有効期間の満了日は、2026年5月31日である。()
- (3) 有効期間が満了して、引き続き業務を営むときは、更新登録を受けなければならない。()
- (4) 更新登録は、有効期間の満了の日の3か月前までに申請しなければならない。()
- (5) 更新登録がなされたときは、通知を受けた日から新たな有効期間が始まる。()
- (6) 旅行業者代理業者の更新登録の申請は、所属旅行業者が行う。()
- (7) 旅行業者は、主たる営業所の所在地を変更したときは、登録事項変更届を登録行政庁に提出しなければならない。()
- (8) 旅行業者が業務の範囲を第3種旅行業者から第2種旅行業者に変更するときは、変更登録をしなければならない。()
- (9) 第2種旅行業者が業務の範囲を第1種旅行業者に変更するときは、観光庁長官に変更登録を申請しなければならない。()
- (10) 旅行業者代理業者が、第3種旅行業者に業務の範囲を変更するときは、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に変更登録を申請しなければならない。()

Check Test 解答・解説

No.3-1

- (1) ○：その通りです。
- (2) ×：第2種旅行業者は、海外を目的とする募集型企画旅行**以外**のすべての業務を取り扱うことができます。
- (3) ○：第3種旅行業者は、**拠点区域内**であれば、国内を目的地とする募集型企画旅行を実施することができます。
()
- (4) ○：**手配旅行**であれば、実施することができます。(営業所に総合旅行業務取扱管理者が選任されていることが前提です。)
- (5) ×：地域限定旅行業者は、**拠点区域内**であれば、国内を目的地とする募集型企画旅行を実施することができます。()
- (6) ○：その通りです。
- (7) ×：営業所で選任している旅行業務取扱管理者の氏名は、申請書の記載事項ではありません。
- (8) ○：第1種～地域限定の区別を記載します。
- (9) ○：第1種旅行業者のみが観光庁長官に登録申請書を提出します。(登録行政庁です。)
- (10) ×：第1種旅行業者以外の業者の登録行政庁は、すべて主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事です。
- (11) ○：前問の解説の通り。
- (12) ○： //
- (13) ×：取り消されてから**5年**経過していなければ、登録拒否事由にあたり、登録を受けることはできません。
- (14) ○：5年が経過していれば、再び登録することができます。
- (15) ×：罰金刑は、**旅行業法**に違反して処せられた場合のみが登録拒否事由です。他の法律に違反して罰金刑に処せられても登録拒否事由にはあたりません。
- (16) ○：その通りです。
- (17) ○：その通りです。大変ですが覚えましょう。
- (18) ×：**700万円以上**です。大変ですが覚えましょう。
- (19) ○：その通りです。大変で…… 以下略。
- (20) ×：地域限定旅行業者の財産的基礎(基準資産額)は**100万円以上**です。旅行業者代理業者には基準資産額が定められていません。

No.3-2

- (1) ×：旅行業の登録の有効期間は、**登録の日**から起算して5年です。
- (2) ○：登録日の2021年6月1日を1日目とし、5年後の前日を満了日とします。
- (3) ○：その通りです。
- (4) ×：更新登録の申請は、有効期間満了の日の**2か月前**までです。
- (5) ×：更新後の新たな有効期間は、従前の有効期間満了日の翌日から起算します。
- (6) ×：旅行業者代理業者には有効期間の定めはなく、更新登録の必要はありません。よって所属旅行業者が行うことはありません。
- (7) ○：その通りです。変更から**30日以内**に届け出ます。
- (8) ○：旅行業者が業務の範囲を変更するときは変更登録の手続きが必要です。
- (9) ○：変更登録の申請先は、**新たな業務**に対応する登録行政庁です。よって、第1種旅行業に変更するときは観光庁長官です。
- (10) ×：旅行業者代理業者が、旅行業者に変更するときは、**新たに旅行業の申請**をしなければならず、変更登録の手続きではありません。